

北本市手話言語条例（案）

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきたものである。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

手話は、音声言語である日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において明確に言語として位置付けられたものである。

しかし、これまで長い間、手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、手話に対する理解は広がりを見せておらず、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることに多くの不便や不安を感じながら生活している。

私たちは、このような認識の下に、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者とが地域で支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話への理解及び手話の普及の促進のための施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の推進を図り、もってろう者とろう者以外の者とが共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解及び手話の普及の促進は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を行う権利を尊重して行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話への理解及び手話の普

及の促進のための施策を推進し、手話を使用することができる環境を整備するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話への理解を深めるとともに、市が推進する手話の普及の促進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ろう者が利用しやすいサービスの提供その他手話を使用することができる環境の整備に配慮するよう努めるものとする。

(推進方針)

第6条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及の促進に関する事項
- (2) 手話による情報の発信及び意思疎通の支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項の方針を策定し、又は変更しようとするときは、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聞くよう努めるとともに障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(関係機関等との連携)

第7条 市は、前条第1項の方針に基づく施策の推進に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話への理解及び手話の普及の促進のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。